

# 建築設計業務委託特記仕様書(案)

## I 業務概要

1. 業務名称 第二中学校校舎改築(建替え)設計業務委託
2. 履行期限 令和4年6月30日まで(令和2年度～4年度継続事業)

## 3. 計画施設概要

- (1) 施設名称 習志野市立第二中学校
- (2) 所在地 習志野市実籾1丁目44番1号
- (3) 施設用途 中学校

※平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第7号第1類とする

## 4. 委託業務の内容

本市の学校施設の老朽化への対応、教育環境の改善を目的として、第二中学校について学校運営しながら校舎改築するための基本設計・実施設計業務を行う。

## 5. 設計と条件

### (1) 敷地条件

- a. 敷地面積 24,543㎡

### b. 用途地域及び地区の指定

用途地域	第一種住居地域
防火地域	指定無し
建ぺい率	60%
容積率	200%
高度地区	第一種高度地区
日影規制	4m 4時間—2.5時間
その他地区等	建築基準法第22条指定区域

### (2) 第二中学校校舎改築における計画建物の条件

- a. 延べ面積 8,200㎡程度
- b. 構造 鉄筋コンクリート造 他
- c. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年3月改定)による。

耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- 1) 構造体                    II 類  
 2) 建築非構造部材        A 類  
 3) 建築設備                乙類

(3) 現況施設の条件

棟番号	①	②-1	③-1	③-2	③-3	⑨
建設年	昭和 36 年	昭和 35 年	昭和 46 年	昭和 49 年	昭和 52 年	昭和 47 年
階数	地上 2 階	地上 2 階	地上 4 階	地上 4 階	地上 4 階	地上 1 階
延べ面積	731 m <sup>2</sup>	810 m <sup>2</sup>	1,018 m <sup>2</sup>	1,390 m <sup>2</sup>	1,453 m <sup>2</sup>	55 m <sup>2</sup>
構造種別	RC造	RC造	RC造	RC造	RC造	W 造
図書の有無						
意匠図	有(紙)	有(紙)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	無
構造図	無	無	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	無
電気設備図	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	無
機械設備図	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	無

棟番号	⑫-1	⑫-2	⑫-3	⑬	⑭	⑮
建設年	昭和 54 年	昭和 54 年	平成 20 年	平成 10 年	平成 21 年	平成 30 年
階数	地上 2 階	地上 2 階	地上 2 階	地上 1 階	地上 1 階	地上 2 階
延べ面積	750 m <sup>2</sup>	471 m <sup>2</sup>	239 m <sup>2</sup>	206 m <sup>2</sup>	13 m <sup>2</sup>	2,720 m <sup>2</sup>
構造種別	RC造	RC造	RC造	S 造	S 造	S 造
図書の有無						
意匠図	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(CAD)
構造図	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(CAD)
電気設備図	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(CAD)
機械設備図	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(CAD)

(4) その他設計と条件については、次による。

- a. 想定工事費 : 3,636,000,000円程度 (解体及び外構工事を含む)
- b. 想定工事年数 41ヵ月程度 (解体及び外構工事を含む)
- c. 工事中の学校運営への影響を最小限とするよう留意すること
- d. 「第2次公共建築物再生計画」に留意して業務を進めること

## II 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という)に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」による。

### 1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で□の付いたものについては、☑を適用する。

### 2. 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する技術者を配置すること。なお、業務履行期間中において、その者が技術者として著しく不相当と監督員がみなした場合は、受注者は速やかに技術者の変更等必要な措置を講じなければならない。

#### (1) 管理技術者

管理技術者は、建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士を有する者とし、受注した法人に所属する者を配置しなければならない。(2) 主任担当技術者

#### (2) 主任担当技術者

主任担当技術者は、総合(意匠)・構造・電気設備・機械設備の各部門について、各1名の合計4名選定し配置する。

### 3. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザルにより設計業務を受託した場合には、技術提案書等により提案された履行体制により当該業務を履行する。

### 4. 設計VEの施行

本業務委託についての設計VEは次による。

- 施行する(監督員の指示に従い、設計VE実施及び時期について協議を行う。)
- 施行しない

### 5. 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 基本設計業務

- a. 現況調査(既存図の確認含む)
- b. 建築(意匠)基本設計
- c. 電気設備基本設計
- d. 建築(構造)基本設計
- e. 機械設備基本設計
- f. 外構基本設計
- g. 昇降機基本設計
- h. 解体基本設計
- i. 計画説明書の作成
- j. 各種技術資料(経済比較、工法検討資料、スタディ模型等)の作成

※基本設計業務における業務範囲の区分は以下の通りとする

業 務 内 容		適用
設計条件等の整理	条件整理	<input checked="" type="checkbox"/>
	設計条件の変更等の場合の協議	<input checked="" type="checkbox"/>
法令上の諸条件の調査及び 関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	<input checked="" type="checkbox"/>
	建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input checked="" type="checkbox"/>
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		<input checked="" type="checkbox"/>
基本設計方針の策定	総合検討	<input checked="" type="checkbox"/>
	基本設計方針の策定及び発注者への説明	<input checked="" type="checkbox"/>
基本設計図書の作成		<input checked="" type="checkbox"/>
概算工事費の検討		<input checked="" type="checkbox"/>
基本設計内容の発注者への説明等		<input checked="" type="checkbox"/>

(2) 実施設計業務

- a. 建築(意匠)実施設計      b. 電気設備実施設計
- c. 建築(構造)実施設計      d. 機械設備実施設計
- e. 外構実施設計              f. 昇降機実施設計
- g. 解体工事実施設計(建築、電気、機械)
- h. 既存校舎空き室改修設計(建築、電気、機械)
- i. 各種技術資料(経済比較、工法検討資料等)の作成

※実施設計業務における業務範囲の区分は以下の通りとする

業 務 内 容		適用
要求の確認	発注者の要求等の確認	<input checked="" type="checkbox"/>
	設計条件の変更等の場合の協議	<input checked="" type="checkbox"/>
法令上の諸条件の調査及び 関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	<input checked="" type="checkbox"/>
	建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input checked="" type="checkbox"/>
実施設計方針の策定	総合検討	<input checked="" type="checkbox"/>
	実施設計のための基本事項の確定	<input checked="" type="checkbox"/>
	実施設計方針の策定及び発注者への説明	<input checked="" type="checkbox"/>
実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>
	建築確認申請図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>
概算工事費の検討		<input checked="" type="checkbox"/>
実施設計内容の発注者への説明等		<input checked="" type="checkbox"/>
既に終了した実施設計図書の取りまとめ		<input type="checkbox"/>
設計意図の伝達	設計意図を正確に伝えるための説明等	<input type="checkbox"/>
	工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	<input type="checkbox"/>

(4) 追加業務

a. 積算業務

- ① 概算工事費の算出(根拠資料共)
- ② 工事内訳書の作成
- ③ 積算根拠となる資料の作成  
(数量調書、採用単価表、見積書(依頼書共)、比較表、拾い図等)
- ④ 見積収集 (工事発注時期に単価の変動があった場合は単価入替業務を行うこと)
- ⑤ 見積検討資料(見積一覧表を含む)の作成
- ⑥ 各種チェックリストの作成(国土交通省 営繕工事積算チェックマニュアルによる)

b. その他追加業務

- ① 透視図(パース)作成業務
- ② 計画通知申請手続き業務  
※適合判定手数料  含む  
 含まない
- ④ 習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例の届出書作成及び申請手続業務  
(標識看板の作成、設置及び設置報告書の届出、日影図の作成、説明会の開催等)
- ⑤ 省エネルギー関係計算書の作成
- ⑥ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 13 条 第 2 項に規定する手続き業務
- ⑦ 千葉県福祉のまちづくり条例に届出書作成及び申請手続業務
- ⑧ 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づくリサイクル計画書作成業務
- ⑨ 空調設備の熱源別 LCC 比較(ガス電気等 2 種以上)
- ⑩ 開発行為、その他法令に基づく手続業務
- ⑪ 京成電鉄株式会社との協議(開発共)、作図、積算、それに伴う検討業務
- ⑫ 電波障害対策等に必要資料の収集及び机上検討業務
- ⑬ 仮設計画検討業務(インフラ仮設計画及び大型車両の搬入路計画の検討含む)
- ⑭ 工事工程表の作成(根拠資料含む)
- ⑮ 維持保全計画書の作成
- ⑯ 補助金等申請用資料の作成支援
- ⑰ 議会説明または住民説明等に必要資料の作成
- ⑱ 住民説明会における周知、設営、進行、取りまとめに関する業務
- ⑲ 工法選定に伴う構造の検討業務

- ⑩ 施設台帳の作成
  - ⑪ その他監督員が指示する資料の作成
- (4) その他(各種調査等)

a. 地質調査

- ①ボーリング調査(40m程度、標準貫入試験含む) 4箇所
- ②孔内水平載荷試験 2箇所
- ③不攪乱資料採取 3セット
- ④土質物理学試験及び土質力学試験 3セット
- ⑤土壌汚染物質の調査 1セット

※土壌汚染対策法に基づく36項目の試験(溶出試験27項目+含有量試験9項目)

b. 耐力度調査(棟番号①、②、③、⑫棟とする)

① 構造耐力旧基準の為変更

【鉄筋コンクリート造】
保有耐力(水平耐力・コンクリート圧縮強度)
層間変形角
基礎構造
地震による被災履歴

② 健全度

【鉄筋コンクリート造】
経年変化
鉄筋腐食度
コンクリートの中酸化深さ及び鉄筋のかぶり厚さ
躯体の状態
不同沈下量
火災による疲弊度

③ 立地条件

地震地域係数
地盤種別
敷地条件
積雪寒冷地域
海岸からの距離

※ 現地調査にあたっては、作業日程及び作業内容を監督員との打合せの上、施設管理者に連絡し承諾を得なければならない。

- ※ コンクリート強度試験は1棟につき各階1箇所以上かつ合計3箇所以上とし、圧縮強度試験は公的機関において行う。試験体採取費及び試験費は受託者の負担とする。
- ※ コンクリート中性化深さ、鉄筋かぶり厚さの調査については1棟につき柱頭1箇所、柱脚1箇所、梁2箇所を行う。また鉄筋の腐食度の調査について1棟につき柱、梁についてそれぞれ2箇所以上行う。
- ※ コンクリート圧縮強度試験については、過去に市が実施した耐震診断報告書を契約後に受注者へ貸与するものとする。
- ※ 調査に伴う足場費及び仕上げ材等の撤去復旧作業費については受託者の負担とする。また、補修材については監督員と協議すること。

c. アスベスト調査 83検体程度

d. PCB調査

内容	対象棟・箇所数	備考
照明器具の型番調査	管理棟 23箇所程度	
	教室棟(新館) 3箇所程度	
シーリングの採取による調査	①、②、③、⑨棟 各棟1箇所程度	
その他PCB含有が疑われる箇所の調査		電気室内変圧器・コンデンサは調査済み

## 6. 業務の実施

### (1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

計画説明書の作成が適用の場合は、実施設計図作成前に計画説明書を提出するものとする。

計画説明書の内容は、配置計画、動線計画、意匠計画、構造計画、電気設備計画、機械設備

計画、景観計画、色彩計画、防災計画、外構計画、植栽計画、雨水排水計画、工程計画、仮

設計画及びその他設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書とする。

- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- d. 本業務は、電子納品の対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。
- e. 電算機によって構造計算を行う場合は、建築基準法に基づく指定性能評価機関による性能評価に基づき国土交通大臣の認定を受けたプログラムを用いる。これ以外のプログラムを使

用する場合は、監督員と協議する。

- f. 工事費内訳書の作成は、『営繕積算システムRIBC2((一財)建築コスト管理システム研究所)』の内訳書作成システムにより行う。
- g. 工事費内訳書作成において、営繕工事積算チェックマニュアル<建築工事編>、営繕工事積算チェックマニュアル<電気設備工事編>及び営繕工事積算チェックマニュアル<機械設備工事編>に基づき各種チェックリストの作成を行う。
- h. 提出物及び打合せに使用する紙類は「国等による環境物品等の推進等に関する法律(グリーン購入法)」の判断基準等を遵守する。
- i. プロポーザル方式により設計業務を受注した場合は、技術提案書により提案した内容について監督員の指示に従い該当業務に反映させる。
- j. 個人情報保護法に準じ、個人情報の保護に努めるものとする。
- k. 本業務の遂行の過程で取り扱うデータについては、流失等により業務の遂行に多大な影響が及ぶことの無いように、データの保護・管理を厳重に行うものとする。
- l. 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務が適用の場合は、建築物省エネ法に基づく計算を行う。
- m. 図面の作成は、CAD を使用することとし、データの保存形式はJWW及びPDFとする。レイヤー構成等については、少なくとも躯体・仕上・建具・家具・器具・配管・配線・文字・寸法は別レイヤーとし、詳細は業務着手後に監督員と協議する。
- n. アスベスト含有建材の事前調査については、石綿に関し一定の知識を有し、的確な判断ができる以下の者等が行う。また、アスベストを含有している可能性のある建材(成形版、仕上塗材、保温材等)で、設計図書及び目視で含有の有無を判別できない場合は、JIS A 1481-1-2,3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法)による分析調査を行う。
  - i. 建築物石綿含有建材調査者
  - ii. 石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿除去等の作業の経験を有する者
  - iii. 日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- o. 各種技術資料は、実施設計内容が確認できるよう適宜現況写真を用いて作成する。
- p. 各種申請及び協議に関わる手数料は、受託者の負担とする。

## (2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、その内容を書面により速やかに提出する。

- a. 業務着手時
- b. 基本方針策定前
- c. 積算着手前
- d. 定例会
- e. 関係機関、関係各課との打合せ
- f. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時



### (3) 適用基準等

本業務に、国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務内容が技術基準に適合するよう業務を実施しなければならない。また、積算業務に関しては、施設再生課が作成する「公共建築工事積算基準の運用」に基づき業務を進めること。本運用は契約後、受注者に開示する。

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部(建設大臣官房官庁営繕部)が制定又は監修したものによる。なお、資料及び基準は最新版を用いること。

#### a. 共 通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
- 官庁施設の環境保全性基準
- 千葉県福祉のまちづくり条例
- 建築設計業務等電子納品要領
- 木造計画・設計基準及び同資料
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針

#### b. 建 築

- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 建築設計基準及び同解説
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図
- 構内舗装・排水設計基準

- 構内舗装・排水設計基準の資料
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築物解体工事共通仕様書
- 標準案内用図記号ガイドライン（一般案内用図記号検討委員会 策定）
- ガラスを用いた開口部の安全設計指針（改定版）

c. 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）

d. 設 備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 排水再利用・雨水再利用設備計画基準・同解説
- 建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所）
- 建築設備設計計算書作成の手引

e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載し2部(1部返却用)提出する。

- a. 業務概要
- b. 業務方針
- c. 業務実施工程表

d. 業務実施体制

- 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数 等。
- 担当主任技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数 等。
- 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数 等。
- 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野 等。

(協力者がある場合は、承諾された「再委託承諾申請書」)

e. 打合せ計画

f. 成果物の内容・部数

g. 使用する基準及び主な図書

h. 連絡体制

i. その他

(5) 業務の進捗状況報告

各月毎に業務報告書を監督員に提出すること。

(6) 資料の貸与及び返却

貸 与 資 料	摘 要
<input checked="" type="checkbox"/> 参考設計図書	
<input checked="" type="checkbox"/> 共通原図類(電子媒体)	
<input checked="" type="checkbox"/> RIBC2用名称ファイル(電子媒体)	
<input type="checkbox"/> その他( )	

貸与場所( 施設再生課 ) 貸与時期(業務着手時)

返却場所( 施設再生課 ) 返却時期(業務完了時)

(7) 成果物の提出場所( 施設再生課 )

(8) 建設副産物対策

リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底)について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

(9) 業務実績情報の登録

本業務委託についての業務実績情報の登録は次による。

- 要

受注者は、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録(監督員の押印済み)」を提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

不要

(10) 社会保険の加入

従業員等に社会保険の加入の資格がある場合には、社会保険に加入させること。

7. 成果物及び提出部数等

設計業務の成果物(データ共)は、下表による。

図面を除く紙媒体の提出形式は、原則 A4版のキングファイルに綴じ込むものとする。

また、電子納品のデータの保存形式等については、監督員と協議する。

(1) 基本設計

適用	名称	規格	提出部数	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	計画説明書	A3	6	
<input checked="" type="checkbox"/>	計画説明書(概要版)	A3	30	
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 面積表及び求積図</li> <li>● 敷地案内図</li> <li>● 配置図</li> <li>● 平面図(各階)</li> <li>● 立面図(各面)</li> <li>● 断面図</li> <li>● 仮設計画図(各工程)</li> </ul>	A3	6	二つ折り製本
<input checked="" type="checkbox"/>	現況調査報告書 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地条件</li> <li>● 周辺環境</li> <li>● 法的条件チェックリスト</li> </ul>	適宜	1	現況写真含む ライフラインに関する設備含む 課題事項及び解決案含む
<input checked="" type="checkbox"/>	各種技術資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 仕様検討比較資料</li> <li>● 工法検討比較資料</li> <li>● 諸室収容人数計算表</li> <li>● 衛生設備必要台数計算表</li> </ul>	適宜	1	

(2) 実施設計

適用	名称	規格	提出部数	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	実施設計原図(白焼)	A1	2	ケース共
<input checked="" type="checkbox"/>	実施設計原図(白焼)	A3	1	ケース共

<input checked="" type="checkbox"/>	実施設計図(白焼)	A3	3	押文字入り 二つ折り製本
<input checked="" type="checkbox"/>	構造計算書	適宜	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	設備設計計算書	適宜	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	各種技術資料	適宜	1	工法、材料等比較表含む
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計から実施設計にかけての変更点一覧表	適宜	2	

(3)その他(追加業務及び各種調査等)

適用	名称	規格	提出部数	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	概算工事費資料	適宜	1	内訳書・算出根拠共
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費内訳書(白焼・金入り)	A4	1	算出根拠を記載すること
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費内訳書(白焼・金抜き)	A4	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	積算根拠となる資料	適宜	1	数量調書、採用単価表、見積書(依頼書共)、比較表、拾い図、各種チェックリスト等
<input checked="" type="checkbox"/>	透視図(パース)	A2	1	彩色(アルミ額) 鳥瞰1面、外観1面、内観1面
<input checked="" type="checkbox"/>	計画通知関係図書	適宜	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	各種申請図書	適宜	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	省エネルギー関係計算書	適宜	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	リサイクル計画書	適宜	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	電波障害予測調査報告書	適宜	1	机上検討結果共
<input checked="" type="checkbox"/>	仮設計画検討書	適宜	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	工期算定資料	適宜	1	工事工程表共
<input checked="" type="checkbox"/>	維持保全計画書	適宜	2	
<input checked="" type="checkbox"/>	補助金等申請用資料	適宜	適宜	対象面積表、対象色分け内訳書等
<input checked="" type="checkbox"/>	住民説明用資料	適宜	適宜	
<input checked="" type="checkbox"/>	議会説明用資料	適宜	適宜	
<input checked="" type="checkbox"/>	地質調査報告書	適宜	3	調査計画書共
<input checked="" type="checkbox"/>	アスベスト調査報告書	適宜	2	調査計画書共
<input checked="" type="checkbox"/>	PCB 調査報告書	適宜	2	調査計画書共
<input checked="" type="checkbox"/>	業務報告書	A4	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	打合せ記録書	A4	1	関係機関、関係各課との協議録共
<input checked="" type="checkbox"/>	その他監督員が指示する事項	適宜	適宜	

※図面データは JWW 及び PDF とする。

※基本設計成果品は令和3年3月末までに提出とする。

※予算用の概算工事費資料は令和3年9月末までに提出とする。

※既存校舎先行解体及び空き室改修設計成果品の提出時期は、監督員との協議による。